

「学校いじめ防止基本方針」 一関市立室根中学校

1 いじめに対する基本認識

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」という基本認識にたち、本校の生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントを上げる。

- ①学校、学級にいじめを許さない雰囲気づくりに努める。
- ②生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④いじめを早期発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑤いじめ早期の解決のために学校内だけでなく、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

2 いじめの定義 【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等の対策のための組織 【いじめ防止対策推進法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定
- ②いじめに関わる校内研修の企画・立案
- ③いじめの未然防止・早期発見に関する取組（アンケート調査、教育相談等）
- ④いじめ事案に対する対応に関すること
- ⑤いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

(3) 開催について

生徒指導主事が招集し、事態の収束まで随時開催とする。

(4) 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を開催し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

4 いじめの未然防止のための取組方針

- (1) 生徒に対して→(学級活動の充実・道徳指導の充実)
 - ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
 - ・思いやりの心や生徒一人一人がかげがいのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動を通して育む。
 - ・「いじめは決して許されない」という認識を生徒が持つよう様々な活動の中で指導する。
- (2) 教師として→(わかる授業の確立・信頼関係の構築)
 - ・わかる授業によって、学習に対する達成感・成就感を育てる。
 - ・生徒一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
 - ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
 - ・生徒一人ひとりの変化に気づく日常観察と情報交換を持つように努める。
 - ・保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- (3) 学校全体として→(共通理解・アンケート調査の実施)
 - ・全教育活動を通して「いじめは絶対許されない」という土壌をつくる。
 - ・いじめに関するアンケート調査を実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共通理解する。
 - ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校職員の理解と実践力を深める。
 - ・いつでも誰でも相談できる体制の充実を図る。
- (4) 保護者・地域に対して→(早期発見・情報収集)
 - ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
 - ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、学年PTA、室根地域生徒指導連絡協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。
- (5) パソコン・SNS等を通じて行われるいじめの未然防止について
インターネットを通じて行われるいじめを防止するために必要な啓発活動として、外部講師招聘し、スマホ・携帯電話等やインターネット等の情報モラル教育について、生徒・教職員・保護者とともに学習する機会を設定する。

5 いじめの早期発見のための具体的取組

- (1) いじめ・生活調査等
いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ①いじめアンケート調査 年2回(5月、9月)
 - ②生活アンケート調査(2月)
 - ③教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回(6月・11月)
- (2) いじめ相談体制・相談窓口
生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。いじめの兆候を発見したときには、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

- ❖ 日常のいじめ相談（生徒及び保護者） . . . 全教職員が対応
- ❖ スクールカウンセラーの活用 . . . 教育相談担当（生徒指導主事・養護教諭）へ
- ❖ 地域からのいじめ相談窓口 . . . 副校長
- ❖ インターネットを通じて行われるいじめ相談 . . . 学校または一関警察署生活安全課
- ❖ 市町村設置の相談窓口 . . . 一関市教育研究所（0191-53-3982）
- ❖ 24 時間いじめ相談電話（岩手県教育委員会） . . . 019-623-7830（24 時間対応）

6 いじめ発生（認知）時の対応等

（1）いじめに対する処置

- ① いじめを発見したときは、その場でいじめ行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- ② いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「生徒指導対策委員会」を開催し、校長以下全ての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- ③ いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、または警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- ④ いじめられている生徒やその保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をするとともに、それらの情報を適切に記録する。
- ⑤ いじめを認知した場合、校長は直ちにその概要について、一関市教育委員会に報告する。
- ⑥ いじめの事実が確認された場合は、いじめ行為を止めさせ、再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

（2）いじめを受けた生徒等が安心して授業を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

（3）いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

（4）犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

7 重大事案への対処

重大事態とは 【いじめ防止対策推進法 第28条】

いじめを受けた生徒の状況に着目し、次のような場合をいじめの重大事態として捉える。

- ◆ いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ◆ いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とする）

（1）重大事態は、事案関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

（2）被害生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立があったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。

- ① 重大事態が発生した旨を、一関市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 生徒指導対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 重大事態として扱われた事例

※下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合がある。

- ① 児童生徒が自殺を企画した場合
 - ・軽傷で済んだ者の、自殺を企画した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - ・リストカットなどの自傷行為を行った。
 - ・暴行を受け、骨折した。
 - ・投げ飛ばされ脳震とうになった。
 - ・カッターナイフで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。
 - ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
 - ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
 - ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - ・欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学した。

8 その他

(1) 学校評価について

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

- ◇ いじめの未然防止にかかわる取組に関する事
- ◇ いじめの早期発見にかかわる取組に関する事
- ◇ 教育相談を充実させ、常に生徒の声を聴く体制を整えているか

(2) いじめ解消の定義について

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされていること。

- 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為の止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上続いていること
- 被害生徒本人及びその保護者に対し面談等を行い、被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと